

議案第 7 3 号

羽曳野市介護保険条例及び羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市介護保険条例及び羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）により地方税における延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、保険料についても同様の取り扱いとするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市介護保険条例及び羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(羽曳野市介護保険条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市介護保険条例(平成 12 年羽曳野市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

附則第 7 条中「延滞金の」の次に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)」に改める。

(羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出し中「延滞金」の次に「の割合」を加え、同項中「延滞金の」の次に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条におい

て同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽曳野市介護保険条例附則第7条の規定及び改正後の羽曳野市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係 羽曳野市介護保険条例</p> <p>附 則 第 1 条～第 6 条 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第 7 条 当分の間、第 12 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</p>	<p>第1条関係 羽曳野市介護保険条例</p> <p>附 則 第 1 条～第 6 条 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第 7 条 当分の間、第 12 条第 1 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>
<p>第 2 条関係 羽曳野市後期高齢者医療に関する条例</p> <p>附 則</p> <p>1 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年</p>	<p>第2条関係 羽曳野市後期高齢者医療に関する条例</p> <p>附 則</p> <p>1 省略 (延滞金の特例)</p> <p>2 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に 0.1 パーセント未満の端</p>

14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

以下省略

数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

以下省略